（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～五の十六　（略） 五の十七　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は告示で定める電気装置を有する被牽引自動車に備えるものに限る。） 五の十八　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は告示で定める電気装置を有する被牽引自動車に備えるものに限る。） 五の十九～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～五の十六　（略） 五の十七　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。） 五の十八　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。） 五の十九～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四の四　（略）	（略）
五　第二条第五号の制動装置	第十三H号第二改訂版
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号第二改訂版 第十三号第十四改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十四改訂版
五の四～五の十三　（略）	（略）
五の十四　第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第七改訂版
五の十五～五の十八　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～四の四　（略）	（略）
五　第二条第五号の制動装置	第十三H号改訂版
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂版 第十三号第十三改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十三改訂版
五の四～五の十三　（略）	（略）
五の十四　第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第六改訂版
五の十五～五の十八　（略）	（略）